

三次元レーザー計測図化システムの運用について（例規）

〔 制定 令和4.10.20 例規交捜第27号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

交通事故事件を迅速適正に処理するため、三次元レーザー計測器及び図化機による処理及び運用等について、必要な事項を定めたものです。

その内容は、

- 運用範囲
- 運用要領
- 計測後の処理
- 三次元レーザー計測器の派遣

等です。